

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

プロジェクトの名称：兎島下水処理場における
消化ガス発電設備導入事業

プロジェクト 実施者名	倉敷市
----------------	-----

妥当性確認申請日 2016年1月29日

プロジェクト登録申請日 2016年2月24日

1 プロジェクト実施者の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) クラシキシ
	倉敷市
住所	倉敷市西中新田 640 番地

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)
住所	

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

1.3 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ)
住所	

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

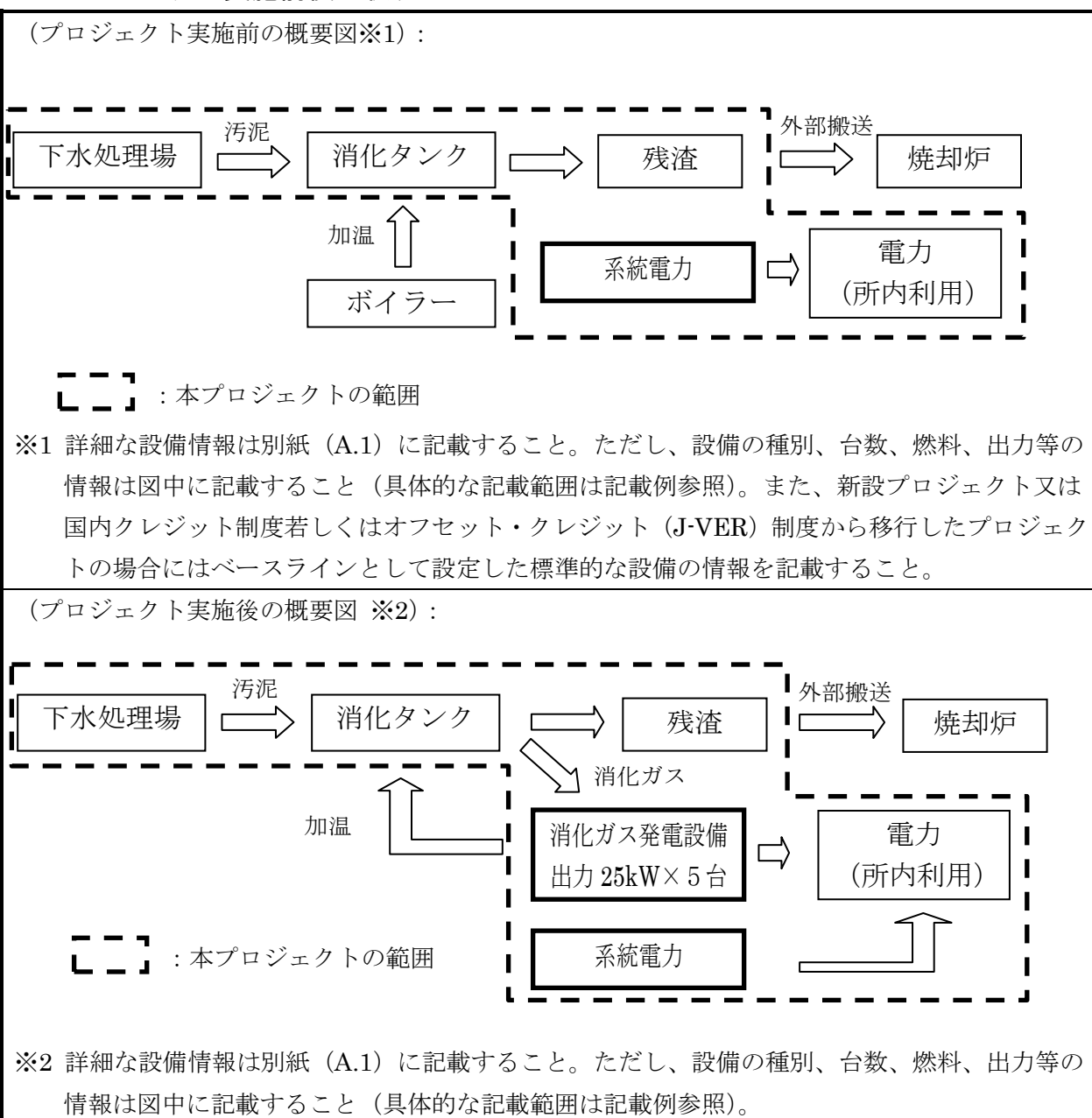
※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2～4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

2 プロジェクト概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	児島下水処理場における消化ガス発電設備導入事業	
目的	下水処理場に消化ガス発電設備を導入することにより電力会社からの購入電力量を削減する。	
概要（削減方法）	下水汚泥から発生する消化ガスを燃料とする自家用発電機を導入し、系統電力からの電力を一部代替し、CO ₂ 排出量を削減する	
プロジェクト実施場所	実施事業所名	児島下水処理場
	住所	倉敷市 児島小川町 3 6 9 5

2.2 プロジェクト実施前後の状況



2.3 プロジェクト要件への適合

プロジェクトの実施日 ※1	■2013年4月以降に実施されたプロジェクトである □2012年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない ※2 □2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録を受けている ※3
追加性	■追加性を有している ※4

※1 「プロジェクトの実施日」とは、設備の稼働日や燃料の切替えを行った日を指す。

※2 2013年度中に限り J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行うことができる。

※3 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトについては、「2013年4月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※4 追加性評価に関する詳細情報は別紙（A.2）に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの（ポジティブリスト）については、別紙（A.2）の記入は不要。

3 方法論

3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	EN-R-007 ver. 1.0
	方法論名称	バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替
更新／新設 ※1	■更新プロジェクト □新設プロジェクト	

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

条件 1	■ 適合している	発電した電力は、一部系統電力を代替している。
条件 2	■ 適合している	発電した電力は、一部自家消費している。また、廃熱は消化タンクの加温に利用している。
条件 3	■ 適合している	バイオガスの原料は下水汚泥であり、未利用の消化ガスを使用する。
条件 4	■ 適合している	バイオガスの原料は、タンク等の設備内で保管・貯留されている。
条件 5	■ 適合している	発電設備を対象とするため、EN-S-025 自家用発電機の更新に該当する。本プロジェクトは、新たに発電設備を設置するとともに、発電した電力の一部を自家消費している。

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

3.3 モニタリング・算定方法

付随的排出活動の評価対象である新たな活動のうち「バイオマス原料の運搬」、「発酵後残渣の処理」については、プロジェクト実施前から行っており、プロジェクト実施後においても同様なことからベースラインおよびプロジェクト排出量の双方で算定しない。

ベースライン排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	電力の使用 (系統電力)	CO ₂	—	■排出量の算定を行う
主要			—	□排出量の算定を行う
付随的	排水の処理	CO ₂	—	□排出量の算定を行う ■排出量の算定を省略する 加温により燃料を消費しているが、使用量をモニタリングできていないため、算定を省略する
付随的				□排出量の算定を行う □排出量の算定を省略する

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	消化ガス発電による電力の利用	CO ₂	—	■排出量の算定を行う
付随的	バイオガスの運搬	CO ₂	—	■排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙（A.3）に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙（A.4）に記載すること。

4 排出削減計画

認証予定期間 ※1	2016年2月24日 ～ 2021年3月31日（5年1ヶ月）						
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量		プロジェクト実施後 排出量		排出削減量	
	2013年度	0	t-CO2	0	t-CO2	0	t-CO2
	2014年度	0	t-CO2	0	t-CO2	0	t-CO2
	2015年度	52.2	t-CO2	0	t-CO2	52.0	t-CO2
	2016年度	505.9	t-CO2	0	t-CO2	505.0	t-CO2
	2017年度	508.0	t-CO2	0	t-CO2	508.0	t-CO2
	2018年度	503.9	t-CO2	0	t-CO2	503.0	t-CO2
	2019年度	501.0	t-CO2	0	t-CO2	501.0	t-CO2
	2020年度	501.0	t-CO2	0	t-CO2	501.0	t-CO2
	合計	2572.1	t-CO2	0	t-CO2	2572.0	t-CO2
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 電力のCO2排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由（以下に記載すること）						

※1 認証予定期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から2021年3月31日までの間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙A.3に記載すること。

5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	児島下水処理場 所長
モニタリング担当者 ※1	児島下水処理場 技師

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	月一回、モニタリング担当者が点検記録表によりデータ収集および記録を行い、データ管理責任者が内容を確認する。また、保管は電子データおよび紙ベースをファイリングにて行う。
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後__2__年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後2年間とする。

6 特記事項

6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	消化ガスの原料となる下水汚泥の流入が少なくなり、消化ガス発生量が減少する恐れがある。この場合、年間発電量が減少し、電力会社からの購入電力量が増加する可能性がある。

6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。 <input type="checkbox"/> 登録している (類似制度名 : _____) 類似制度での認証予定期間 : _____) <input checked="" type="checkbox"/> 登録していない
--

6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等の義務履行によるものではない。 <input type="checkbox"/> 法令等の義務履行によるものである。
--